



山武市 空き家バンク制度

山武市空き家バンクでは、市内にある空き家の
売却や賃貸の希望がある所有者が物件の情報を登録し、
市ホームページで公開します。

空き家を購入したい方や借りたい方はその情報を確認して見学したり、
購入のための交渉を行うことができます。

**空き家バンク
(山武市役所)**

空き家所有者

利用希望者

空き家登録の申込
都市整備課（新館 1 階）に登録申込書をご提出ください。

物件の確認
市職員と宅建協会または不動産協会に所属する不動産事業者が現地確認をします。

物件の登録
空き家バンクに登録可能と判断された場合は、市ホームページで公開します。

空き家物件情報の確認
山武市ホームページから登録物件の確認していただきます。

物件の見学
見学申込書を都市整備課にご提出のうえ、見学をしていただきます。

物件の交渉
都市整備課（新館 1 階）に交渉申込書をご提出ください。

市と二つの協会は協定を結んでいます。

**宅建協会・不動産協会
(不動産事業者)**

ご登録・ご利用希望など、お気軽にお問い合わせください。

山武市 都市整備課 (<https://www.sammu.lg.jp/soshiki/17/akiyabank/html>)
千葉県山武市殿台296番地 電話：0475-80-1192



対象となる
空き家

- ◆市内に建築された住宅（賃貸目的のアパートなどの集合住宅は不可）
- ◆所有者が個人であること（共有名義も可）
- ◆現在使用していないこと（今後使用しなくなる予定であれば可）
- ◆大規模な修繕が必要なく、入居可能であること

※ 大規模な修繕が必要な場合は空き家バンクには登録できませんが、不動産事業者によっては買取などの相談を受けてくれる場合がありますので、あきらめずにご相談ください。

登録に関する
注意事項

- ◆不動産事業者による現地調査を行います（費用負担が必要な場合あり）。
- ◆現在、他の不動産事業者に賃貸や売却等の依頼をしている物件は取り扱いできません。
- ◆市場流通での媒介のため、必ずしも希望する結果が得られるものではありません。
- ◆相続の整理が済んでいない場合は、早急に相続整理の手続きをしていただく必要があります。
- ◆建物内外に残存物がある場合は、片付け（処分）をしていただく必要があります。

空き家を登録したい（売りたい・貸したい）方は・・・



物件登録用紙等を作成の上、都市整備課にご提出ください。

事前のご相談やご不明な点などについてもお気軽にお問い合わせください。

なお、空き家の状況によっては登録ができない場合もありますので予めご了承ください。

空き家を探している（買いたい・借りたい）方は・・・

山武市のホームページに登録されている物件の方法を確認してご希望の物件の見学をお申し込みください。

見学後、交渉希望についてお申し込みいただくと、市と協定を結んだ不動産事業者が売買や賃貸の契約を媒介します。

※ 市では直接、物件の交渉・契約を行いませんのでご注意ください。

